

少年に対する実名報道の是非

上野美羽

- 1 はじめに
- 2 憲法 21 条と少年法 61 条の関係性
- 3 令和 4 年改正について
- 4 推知報道の事例
 - (1) 大阪・愛知・岐阜リンチ殺人事件
 - (2) 大阪府寝屋川市強盗殺人事件
 - (3) まとめ
- 5 私見
- 6 おわりに

1 はじめに

令和 4 年に少年法が改正され、18・19 歳の少年は特定少年として取り扱われるようになりました。この法改正で何より大きな変更は、特定少年に対する推知報道が解禁され、実名報道が正式に認められるようになった点である。しかし依然として、少年法の在り方に対する国民の疑問の声は後を絶たない。

少年法の目的である「健全育成」や「社会復帰」であるという事実は変わらず、今回の改正はこれらの当初の目的と矛盾していると考えられる。

本稿では、特定少年に対する実名報道は、少年法の目的と相反する考えであり、達成から遠のいているのではないか。という点について検討をしていく。

2 憲法 21 条と少年法 61 条の関係性

特定少年に対する実名報道が少年法の目的と相反しているか否かについて検討するうえで欠かせない点が、憲法 21 条と少年法 61 条の関係性である。憲法 21 条は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定している。ところが、少年法 61 条は「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」とある。つまり、憲法 21 条で保障されている表現の自由は、少年法に一部制約を受けているのだ。

少年法において、少年とは可塑性に富み、処分や処遇を経て社会復帰をしていく存在

である。そのような立場の彼らが、事件を起こし実名報道をされてしまった場合の弊害は大きく、その後の就労や更正の障壁となるおそれがある。ただし、少年法 61 条は罰則規定のない法律であり、仮に報道機関が実名報道に踏み切ったとしても処罰の対象となることは無いのだ。この点については憲法 21 条の存在を考慮していると予想できる。

どちらの法律が優先されるべきであると明確に判断を下すことは極めて困難である。両者の関係性は、少年が報道により被る社会復帰における不利益と、報道機関が公正な報道をして発生する利益の間で調整をしていくことが今後求められていくと考えられる。

3 令和 4 年改正について

先にも述べた通り、令和 4 年に少年法が改正された。民法上の成人年齢が引き下がったと同時に、18・19 歳の者は「責任ある主体」として社会に参加することが期待される立場となり、青年として扱われるようになった。これに伴い、逆送事件の範囲が拡大した。少年法 62 条 1 項は「家庭裁判所は、特定少年（十八歳以上の少年をいう。以下同じ。）に係る事件については、第二十条の規定にかかわらず、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。」と規定しており、「罪状及び上場に照らして刑事処分を相当と認めるときに」逆送の対象となるとしている。対象となる事件は、改正以前は故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪にとどまっていたが、現住建造物等放火罪や、強制性交等罪、強盗罪等が追加された。

そして少年法 68 条は「第六十一条の規定は、特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合における同条の記事又は写真については、適用しない。ただし、当該罪に係る事件について刑事訴訟法第四百六十一条の請求がされた場合（同法第四百六十三条第一項若しくは第二項又は第四百六十八条第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなつた場合を除く。）は、この限りでない。」と規定している。（刑事訴訟法第 461 条とは、略式手続に関する条文である）一部対象外のままの罪状はあるものの、前述のように「青年」として扱われるようになった以上、改正前とは異なった処遇が特定少年には適用されるようになったのである。

4 実際に推知報道がされた事例

続いて、推知報道が解禁される以前に少年の実名報道がされた事件と、解禁後に正式に実名報道がされた事件を 2 つ紹介する。

(1) 『大阪・愛知・岐阜リンチ殺人事件』

本事件は1994年9月から10月にかけて発生した少年らによる連続殺人事件で、最高裁が当時未成年だった被告人3名に対して死刑を求刑した事件である。最高裁は判決の中で、「被告人3名のために酌むべき事情をそれぞれ最大限考慮しても、被告人3名に対する原判決の死刑の科刑は、やむを得ないものとして当裁判所もこれを是認せざるを得ない¹。」と結論付けており、犯行内容の凄惨さが窺える結果となっている。

そして、本事件では週刊文春により、『『少年犯』残虐』『法定メモ独占公開』などという表題で、事件被害者の両親や傍聴記録を中心にした記事が掲載された。その記事内で、少年らを仮名を用いて法廷での様子や犯行態様の一部、経歴や交友関係等が記載されていた。これらのことについて、少年のうち1名が週刊文春を相手取り、雑誌に実名と類似の加盟を用いて週刊誌に掲載したことについて、名誉又はプライバシーを侵害されたとして訴訟を起こした。最高裁は、少年法61条の推知報道について、内容の真実性や公共の利益に係り、それらが公益を図る目的で出た場合においても、成人の犯罪事件報道の場合と異なり、違法性阻却事由とはならないと解しつつも、保護されるべき少年の利益ないし法益よりも明らかに社会的利益を擁護する必要性が優先されるべきである等の特段の事情が存在する場合に限り違法性阻却事由となり免責されるものと解する者が相当であると判断している。だが、当該訴訟については、「本件記事は、被上告人について、当時の実名と類似する仮名が用いられ、その経歴等が記載されているものの、被上告人と特定するに足りる事項の記載はないから、被上告人と面識等のない不特定多数の一般人が、本件記事により、被上告人が当該事件の本人であることを推知することができるとはいえない。したがって、本件記事は、少年法61条の規定に違反するものではない²。」という判決を下している。

(2) 『寝屋川強盗致死事件』

本事件は2022年3月に大阪府寝屋川市で発生した特定少年を含む男女4名による20歳の男性に対する強盗殺人事件である。犯人グループのうち18歳と19歳の少年は特定少年として扱われ、最終的に懲役9年以上15年以下と、懲役10年以上15年以下の不定期刑が言い渡されることとなった。本事件は、特定少年に対する推知報道が解禁されて以降2例目の実名報道がされた事例である。

大阪地裁は少年らの犯行について、「本件が強盗致死という極めて重大な事案であり、一定の計画性のある悪質な犯行で、被告人自身が強盗致死の実行や結果発生に重要な役割を果たしていることを踏まえると、弁護人が指摘する被告人の成育歴やこれに起因する被告人の資質等の事情を最大限考慮に入れても、保護処分をもって臨むことが許

¹ 最高裁判所第一小法廷 平成23年3月10日 集刑 第303号133頁

² 最高裁判所第二小法廷 平成15年3月14日 民集 第57巻3号229頁

されるような特段の事情があるとはいえない。したがって、被告人に対しては、刑事処分を科すのが相当である³。」と述べている。

(3) まとめ

両者を比較した際の共通点として、いずれの事件も犯行内容が悪質であり、重大な事案であることが裁判所により考慮された点が挙げられる。特に①の事件について、法改正後に発生していた場合にはかなり高い確率で少年らが特定少年として、実名報道がされていたと考えられる。

5 私見

これまでの事例等を踏まえ、初めに述べたように特定少年に対する実名報道は少年法の本来の目的達成から遠のいており、適切ではないと考える。

前述の2つの事例のように、少年の実名が報道される事件は、犯行残虐性や、少年自身の成育歴に何らかの問題があり、世間の注目を集める傾向がある。確かに、世間の関心が高い事件で少年の情報が公開されることで、国民が情報を得る権利が保障される側面はある。この点では、情報の公益性が認められるといえるだろう。しかしながら、特定少年の実名報道は各報道機関の裁量に委ねられており、特にセンセーショナルな事件において実名を公表する傾向が見られる。その一方で、「実名を報道するか否か」の基準は曖昧であり、報道機関が負うリスクも少ないというのが現状だ。結果として、実名報道が少年の将来に与える影響の大きさに比べ、報道機関の判断が軽率であるといわざるを得ないのではないか。

このような状況は、少年法が掲げる「健全育成」や「社会復帰」の理念と矛盾し、むしろ少年の人生を阻害する要因となりかねない。よって、特定少年に対する実名報道の在り方について、慎重な検討がされるべきである。

6 おわりに

ここまで、特定少年に対する実名報道について検討してきた。改正後も少年法の厳罰化を求める声は後を絶たず、現在も「少年法は少年たちを甘やかす法律に過ぎない」という意見は一部から挙がっている。しかし、私は、より安全で人々が暮らしやすい社会を実現するためには、やはり少年法により改善更生の機会を提供し、その後の就労や就学を支援して、再犯の防止のために行動をしていくことが不可欠であると考えます。

少年法本来の目的に立ち返り、果たして実名報道が少年の更生に対して本当に有益であるか否かについて今一度人々は考えるべきだろう。

³ 大阪地方裁判所 令和4年10月31日